



# 岐阜労働局からのお知らせ

事業主の皆様への相談・支援等について

## 「自動車運転者時間管理等指導員」を活用しましょう！！

岐阜労働局は、事業場からの労務管理、安全衛生等に係る各種相談に対応するための専門スタッフ（社会保険労務士の資格を有する非常勤の国家公務員）を揃えています。各専門スタッフの概要・お問い合わせ先については、以下のとおりです。

個別のご相談（事業場への訪問による相談にも対応いたします。）のほかにも、説明会・研修会の講師、個別相談会の対応等にも応じますので、お気軽にご連絡ください。

## 自動車運転者時間管理等指導員（無料）について

自動車運転者については、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働時間の管理や、過重労働など健康管理についても各事業場における労務管理・健康管理体制の整備が重要となってきています。

各事業場の労務管理・健康管理についてなど様々なご相談に専門の指導員等が対応いたします。この機会に指導員を積極的にご活用いただき、よりよい労務・健康管理の体制づくりをお願いいたします。

指導員への具体的な相談内容などは以下のとおりです。

- （１）所定外労働を削減する方法について
- （２）自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について
- （３）変形労働時間制を導入する手続き等について
- （４）36協定の締結、就業規則の届出（変更届）について
- （５）過重労働対策等その他労働基準関係法等について

その他の相談にも対応しています。

## その他の専門スタッフ

下記の専門スタッフも各種の相談等に対応しております。

### ・労働時間設定改善コンサルタント(無料)について

専門的な知識及び豊富な経験を有するコンサルタントが無料で相談に応じています。研修会の講師、個別相談会での相談の他、依頼のあった事業場に訪問することも可能です。

### ・非正規雇用労働条件改善指導員(無料)について

非正規雇用労働条件改善指導員を活用することで、労働関係法令に抵触することなく、非正規労働者の労務・安全衛生管理等取組について様々な助言を得ることができます。

## 指導員・専門スタッフを活用したい場合は・・・

岐阜労働局監督課（電話 058-245-8102）にお電話していただくか、裏面の利用申込書をファックス（FAX 058-248-2339）していただくようお願いします。

なお、専門スタッフは、職務上知り得た秘密の厳守等一般の公務員と同じく高い守秘義務を負っていますので、相談した内容が他の事業場等外部に漏れることはありません。

# 岐阜労働局 労働基準部 監督課

## F A X 0 5 8 - 2 4 8 - 2 3 3 9

お手数ですが、下記に必要事項をご記入の上当課までFAXしてください。後ほど指導員・専門スタッフから連絡を差し上げ、日程等調整のうえ、個別訪問いたします。

### 自動車運転者時間管理等指導員 利用申込書（無料）

平成 年 月 日

事業場名称 \_\_\_\_\_

事業場の所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

#### 事業場の概要について

事業内容

.....  
.....  
.....

労働者数 合計 人( 人)

(内パート等) 男性 ..... 人( ..... 人)

..... 女性 ..... 人( ..... 人)

相談したい内容について( に"✓"を付してください。)

労働時間制度について

年次有給休暇制度について

雇用契約、雇用契約書について

就業規則の作成・変更の手続きについて

時間外労働時間の削減について

パート労働者等の非正規雇用労働者の労務管理

改正労働基準法について

過重労働(メンタルヘルスを含む)対策について

自動車運転者の改善基準等について

節電対応としての労働時間制度改善

その他( )

#### 訪問日について

お申し込みいただいた後、数日以内に指導員・専門スタッフより担当者様宛連絡させていただきます。

(担当) 岐阜労働局 労働基準部 監督課 TEL 058 - 245 - 8102

〒500 - 8723 岐阜市金竜町5 - 13 岐阜合同庁舎 3階

#### (個人情報の取り扱いについて)

本申込みに関して取得された個人情報及び企業情報については本申込みに関わる事務にのみ使用し、当該事業場及び当該個人の許可なく目的外に使用、提供しません。

#### 岐阜労働局監督課、一言メッセージ

この機会を積極的にご利用いただき、一層の法令遵守による適切な雇用・労働時間管理を行い、事業場における円滑な労務管理にお役立てください。